

ID: 84

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	負担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町児童クラブ条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成15年 条例第17号		
<p>【根拠条文】 (負担金) 第六条 町長は、クラブの利用につき、入会の許可をした児童の保護者から負担金を徴収するものとする。 2 負担金の額は、規則で定めるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び聖籠町児童クラブ条例施行規則第6条の規定による。 (負担金) 第六条 条例第六条第二項の規定により徴収する負担金額は、次に掲げる額とする。ただし、同一世帯で二人以上の児童がクラブに入会する場合は、二人目以降の負担金額は、次に掲げる額の半額とする。</p> <p>一 午後六時までの利用の場合 月額五千円 二 午後六時三十分までの利用の場合 月額五千二百五十円 三 午後七時までの利用の場合 月額五千五百円</p> <p>2 月途中に入会した場合の負担金額は、負担金額に当該月の途中入会日からの開設日数を乗じて得た額を二十五で除した額とする。また、月途中に退会した場合の負担金額は、負担金額に当該月の途中退会日までの開設日数を乗じて得た額を二十五で除した額とする。ただし、開設日数が二十日を超える場合は、適用しない。</p> <p>3 保護者等のやむを得ない事情により第一項各号に規定する時間を越えて利用した場合は、児童一人の利用につき三十分ごとに五十円を第一項各号に規定する負担金額に加算するものとする。</p> <p>4 緊急一時入会者の負担金額は、児童一人の利用につき次に掲げる額とする。</p> <p>一 四時間未満の利用の場合 一回二百円 二 四時間以上の利用の場合 一回三百円 三 午後六時以降の利用の場合 第一号又は前号の額に三十分ごと五十円を加算した金額</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日